

# 地域計画について

## 目的

地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化するための計画であり、農地ひと筆ごとの将来の耕作者の計画を立てた目標地図を作成し、農地集積を加速させること。

※令和5年4月1日の農業経営基盤強化促進法改正に伴い、地域農業の在り方を示した「人・農地プラン」に代わるものとして、本市においても令和7年3月31日に策定された。

## 地域計画のエリア

### ●「北地区」

名和前北・一番畑・三ツ屋・上名和・北脇・南脇・高根・渡内・寺中・加家・平島・清水・木庭・富田・姫島・藤塚・新宝・東海

### ●「南地区」

南加木屋・仲新田・中部・向山・本郷・木田・大田・高横須賀・養父・横須賀・元浜

※対象エリアは農用地区域のみとし、東海市都市計画マスタープランにおける新市街地候補ゾーンは除く

## 地域計画策定後の主な変更点

●農地の貸し借り制度が変更となり、これまでの相対契約(個人間契約)での権利設定から農地中間管理機構を利用した権利設定へ変更された。

※農地中間管理機構(公益財団法人 愛知県農業振興基金)とは、農用地等の利用の効率化及び高度化の促進を図るため、知事の指定を受けて「地域計画」内の農用地等を貸したい農家(出し手)から預かり、集約化して、地域の農業を担う方(受け手)へ貸し付ける仕組(農地中間管理事業)を進めるための組織

●地域計画エリア内の農地において、「農用地区域からの除外(農振除外)」や「農地転用」を行う場合は、あらかじめ地域計画エリアからの除外が必要となった。

# 地域計画について

## 本市での地域計画の策定方針について

●本市では、令和8年度末を目標に地域計画(目標地図含む)の精度の向上を目指す。

※計画策定にあたり、エリア内の農地一筆ごとの意向を反映させるため、令和5年度から段階的にアンケート調査を実施中である。土地改良工区内の農地への調査から始めており、エリア内全ての農地の調査を令和8年度末までに終える予定である。

※アンケート調査で意向が反映されなかった農地については、土地改良工区への聞き取り調査を予定しており、計画の精度を上げていくよう努める。

**地域計画は随時見直しを行う**